

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律第1条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する発電事業者に係る意見聴取時における労使関係者の主な御意見とそれに対する厚生労働省の見解について

標記について、労使関係者からいただいた主な御意見とそれに対する厚生労働省の見解は次のとおりです。

【】は御意見主体の別

### <労使関係者の御意見>

【日本労働組合総連合会（連合）及び全国電力関連産業労働組合総連合（電力総連）】

- ① 今回の意見聴取の対象は厚生労働大臣がスト規制法の対象とする発電事業者の指定についてであるが、そもそも同法は電気事業の労働者の憲法上の労働基本権を制約している上、既に労働関係調整法の公益事業規制がある中で更に規制を設ける根拠は存在しないと考えられることから同法は廃止すべき（＝発電事業者はもとより送配電事業者も含め同法の対象とすべきではない）。【連合・電力総連】
- ② 仮に同法を存続させる場合であって同法指定の対象を検討するに当たっては、国民はもとより電力事業関係者へ説明責任が十分に果たすことができるよう透明性の高い手続が取られるべき。なお、平成28年4月の指定に当たっては労使双方からの意見聴取に留まっているが、それ以降の指定にあたっては手続の一層の透明性確保の観点から厚生労働省が参集する会議体を設置し、労使双方の意見を丁寧に聴取し、同法指定の事業者のあり方を検討すべき。【連合】
- ③ 我が国の電力使用量は諸外国と比較して、季節や日々の急峻な消費量の変化が大きいため、電圧と周波数の維持など、安定供給を維持するためには、高度な技術・技能が不可欠である。その実情を把握できるのは当該の労働者と使用者しかありえないと考えており、その実情を知る当該の労働者と使用者が、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（電気事業関係）の解釈（平成27年7月3日政労発第0703第1号）に基づき、「スト規制法に違反する行為」と「違反しない行為」を自主的に規制（労使協定等による自主規制）することが、真の電力の安定供給の確保につながるものとする。このようなことから、厚生労働省は、上記の労使の自主的な取組（労使協定等による自主規制）を一層促進するよう努めるべき。【電力総連】

【日本経済団体連合会（経団連）及び電気事業連合会（電事連）】

- ① 今回の指定は、スト規制法の改正内容や昨年のスト規制法部会の報告書の趣旨にかなったものだと認識しており、異論はない。【経団連】

- ② 今回御説明いただいた規制の内容は、国民生活や経済に対する重要性を踏まえ、電力の安全安定供給が損なわれないような観点で御検討いただいた内容と受け止めている。

なお、私どもとしては、これまで電力の安全安定供給を維持することができたのは、健全な労使関係を築いてきた結果であり、今後も、引き続き、争議行為が発生することのないよう、労使が密にコミュニケーションを重ねていくことが重要であると考えている。【電事連】

### ＜労使関係者の御意見に対する厚生労働省の見解＞

今般の指定（平成 28 年 4 月）に当たっては、労使関係者の方々から直接御意見を聴取するとともに、広く国民の皆様からの御意見をいただくため、パブリックコメント手続を実施し（平成 28 年 2 月 12 日～平成 28 年 3 月 12 日の間）、御意見も踏まえつつ、具体の発電事業者の指定を行ったところである。

また、今般の指定以後においても、発電事業者の状況について電力自由化の進展状況を踏まえつつ継続的に検証する必要があると考えており、今後、おおむね 1 年ごとに、厚生労働省において、資源エネルギー庁等の協力を得て、発電事業者における発電状況、供給体制等に係る情報を収集、整理・分析をした上で、労使関係者の参画を得て会合を設け、収集した情報を共有の上、労使関係者の御意見を聴取し、必要な検証を行うこととしている。

なお、厚生労働省としても、今後、労使関係者において、電気の安定供給に配慮しながら争議行為に関する自主的な取組が進められる等、安定した労使関係が確保されることを期待するとともに、労使関係者の意見を踏まえつつ、「労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」報告及び第 3 弾電力システム改革に係る「電気事業法等の一部を改正する等の法律案」に対する衆議院・参議院の附帯決議を踏まえ、対応してまいりたい。

（参考 1）「労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」報告（抄）

4. 今後の方向性

- （3）スト規制法の在り方については、電力システム改革の進展の状況とその影響を十分に検証した上で、今後、再検討するべきである。

（参考 2）電気事業法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（抄）

（平成 27 年 5 月 20 日 衆議院経済産業委員会、平成 27 年 6 月 16 日 参議院経済産業委員会）

二十 電力・ガス・熱供給システム改革の遂行に際しては、今日まで電力・ガス等の安定供給を支えてきた電力・ガス等関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとする。また、電気事業の労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図るとともに、憲法で規定される労働基本権の保障も踏まえ、附則第七十四条の検証規定に基づく第三弾改革に係る改正法の施行後の検証時期に併せ、「労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」報告における再検討の指摘に基づき、その廃止も含めた検討を行い、結論を得るものとする。（※参議院では「十」の項目に同趣旨の記載有り）